委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○ 知事 ● 市区町村長等		
2. 都道府県名	沖縄県		
3. 市区町村名	南風原町		
4. 届出番号	4		
5. 独自利用事務の事例番 号	67–5		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2016091500105/		

執行機関名 南風原町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい者等に対し自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事務(南風原町身体障がい者自動車運転免許取得・改造費助成事業実施要綱(平成21年南風原町要綱第13号)に関する事務をいう。)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		南風原町個人番号の利用等に関する条例別表第1 第11の項 障がい者等に対し自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一 部を助成する事務(南風原町身体障がい者自動車運転免許取得・改造費助成事 業実施要綱(平成21年南風原町要綱第13号)に関する事務をいう。)
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四 号)第1条	南風原町身体障がい者自動車運転免許取得・改造費助成事業実施要綱(平成21 年南風原町要綱第13号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童 扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉 手当を支給するとともに、 <u>精神又は身体に著しく重度の障害を有する者</u> に特 別障害者手当を支給することにより、これらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目 的とする。	第1条 この要綱は、 <u>身体障がい者</u> に対して、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、障がい者が <u>社会活動への参加の促進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南風原町身体障がい者自動車運転免許取得・改造費助成事業実施要綱(平成21 年南風原町要綱第13号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	南風原町身体障がい者自動車運転免許取得・改造費助成事業実施要綱第5条				
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	助成の適否認定に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>				
特定個人情報1						
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	南風原町身体障がい者自動車運転免許取得・改造費助成事業実施要綱第2条				
②情報提供者	市町村長	市町村長				
	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報				

備考		
и н 3		